1 現在の砂防関係施設整備状況

◆土砂災害危険箇所のうち要整備箇所を中心に整備を実施

- 〇土砂災害危険箇所は平成11年度に国が定めた要領に基づいて行われた調査によって抽出された土石流・急傾斜地崩壊・地すべりが発生する危険性のある箇所であり、埼玉県内には4,219箇所ある。
- ○土砂災害危険箇所は保全対象の種類や戸数によりランク分けされており、Ι~Ⅲに分類される。
- ○ランク I は人家5戸以上または公共施設等がある箇所、ランク II は人家1~4戸、ランクII は人家0戸(新規住宅の立地見込みあり)として分類している。

(公共施設等:官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、発電所)

- ○土砂災害危険筒所のうち、ランクⅠを要整備筒所として整備を進めている。
- ○要整備箇所は埼玉県内に1,440箇所あり、そのうち190箇所が概成している。(整備率13,2%)

要整備筒所数と概成数

危険の種類	急傾斜地	土石流	地滑り	合計
要整備箇所数	745	585	110	1, 440
施設概成数	121	53	16	190
整備率	16. 2%	9. 1%	14. 5%	13. 2%

2 見直しの背景

◆土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエロー区域)の指定がほぼ完了

- ○基礎調査完了(H28.3)、イエロー区域99.9%指定(H29.4)
- 〇土砂災害防止施設の必要な土砂災害特別警戒区域(レッド区域)も明確化
- 〇土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域が混同されやすい。(箇所としてはほぼ重複)
- ○土砂災害警戒区域のほうが高い精度の地図を元に指定されている。
- →土砂災害危険箇所から土砂災害警戒区域等へのシフト

土砂災害警戒区域等の指定状況

危険の種類	土石流	急傾斜地	地すべり	合計	指定率
土砂災害警戒区域の対象数	1, 497	3, 621	108	5, 226	-
土砂災害警戒区域の指定数	1, 497	3, 620	108	5, 225	99. 9%
土砂災害特別警戒区域の対象数	1, 215	3, 516	0	4, 731	_
土砂災害特別警戒区域の指定数	1, 175	3, 194	-	4, 369	92. 3%

◆公共投資予算の削減や土砂災害に対する社会的関心の高まり</br>

- ○限られた財源の中、整備効果を考えた施設整備の重点化
- 〇逃げ遅れ被害など、要配慮者利用施設へのより一層の配慮
- →保全対象の重要度を踏まえ、客観的な指標を用いた整備優先度の数値化が必要

3 砂防関係施設整備の対象範囲(案)

◆保全家屋5戸以上又は公共施設等又のある土砂災害警戒区域を対象とした場合

○土砂災害危険箇所の要整備箇所の考え方を踏襲

土砂災害危険箇所ベースの要整備箇所

	土砂災害危険箇所 (従来)
総数	4, 219
要整備箇所数	1, 440



土砂災害警戒区域ベースの要整備箇所

	土砂災害警戒区域 (イエロー)	土砂災害特別警戒区域 (レッド)
総数	5, 226	4, 731
要整備箇所数	1, 963	1, 596

※地すべりの箇所についてはすべて要整備箇所として計上。

見直し後の要整備箇所に関する課題

- 〇上記の土砂災害警戒区域ベースの要整備箇所1,963箇所に該当しない箇所には、鉄道や道路といった 重要なインフラ施設が保全対象となっていたり、河道閉塞のおそれがある箇所が含まれる。
- 〇要整備箇所数が1,963箇所と膨大な量であり、どういう箇所を優先で整備するのか考え方を整理し、整備 箇所を絞って、重点的に整備を進めていく必要がある。



土砂災害警戒区域5,226箇所すべてについて、一定の指標を用いて優先順位を決める手法の検討が必要

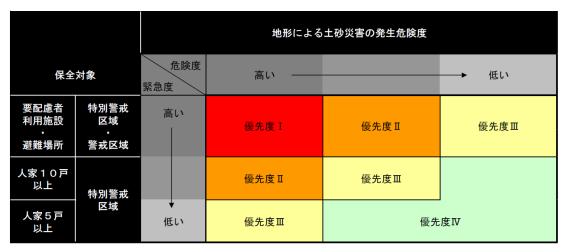
4 対策優先度の考え方について

◆対策を優先する保全対象

- 〇避難場所
- 〇要配慮者利用施設
- 〇鉄道
- ○河道閉塞のおそれ
- 〇道路
- 〇公共的建物(官公署、宿泊所、駅、発電所等)
- 〇人家

◆近県の事例

〇群馬県の事例(HPより抜粋)



※土砂災害の発生危険度については、渓流内の生産土砂量や崖の形状等から評価